平成 21 年６月 18 日

各　　位

東京都渋谷区代々木二丁目６番５号
株式会社もしもしホットライン
（コード番号：４７０８　　東証第一部）
代表取締役社長　竹野 秀昭
問合せ先　広報・ＩＲ室長　和田 謙司
電　　話　０３（５３５１）７２００（代表）

（訂正）「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 21 年５月 13 日付でお知らせしました「定款一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正すべき箇所がございましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所については、下記のとおり、網掛け箇所（　）にて示しております。

【訂正前】

現行定款	変更案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～29.　（条文省略） ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ 30.前各号に付帯する一切の業務 ＜新　設＞ ＜新　設＞	（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～29.　（現行どおり） 30.販売促進支援業務及び代行業務 31.採用、給与、人事管理、研修等の人事に関する業務 32.受付、案内、駐車場管理、清掃、車両管理、社宅管理、出張旅費計算、清掃等の総務業務 33.売上計算、原価計算・仕訳等の会計・経理業務 34.医療・療養施設及び教育・文化・娯楽施設の運営業務 35.資産管理・査定業務 36.酒類の販売または媒介業 37.前各号に付帯する一切 （社外取締役の責任限定契約） 第25条　当会社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。 （社外監査役の責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

【訂正後】

現行定款	変更案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～29.　（条文省略） ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ ＜新　設＞ 30.前各号に付帯する一切の業務 ＜新　設＞ ＜新　設＞	（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～29.　（現行どおり） 30.販売促進支援業務および代行業務 31.採用、給与、人事管理、研修等の人事に関する業務 32.受付、案内、駐車場管理、車両管理、社宅管理、出張旅費計算、清掃等の総務業務 33.売上計算、原価計算・仕訳等の会計・経理業務 34.医療・療養施設および教育・文化・娯楽施設の運営業務 35.資産管理・査定業務 36.酒類の販売または媒介業 37.前各号に付帯する一切 （社外取締役の責任限定契約） 第25条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。 （社外監査役の責任限定契約） 第32条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

以上